

第1回岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会議事録

1 開会の日時及び場所

平成30年2月5日（月） 午後3時00分

岡崎市福祉会館3階視聴覚室

2 出席委員

木全 和巳 竹中 秀彦 熊谷 雅夫 加賀 時男 小原 淳

小野塚 和子 古田 学

3 欠席委員

田中 浩之 山田 美佐子 三浦 博幸 柴田 泰文

4 出席事務局職員

福祉部長 加藤 法保 障がい福祉課長 内田 次夫

同副課長 鈴木 ますみ 同係長 石井 順子 同係長 内田 久晴

同係長 山之内 学 同主査 上野 麻里恵

5 議事の要領

事務局 開会

福祉部長 挨拶

木全会長 挨拶

事務局 新たな委員として、民生委員児童委員協議会の柴田委員並びに、愛厚藤川の里の熊谷委員を紹介します。

ここからの議事進行につきましては、木全会長にお願いします。

会長 今日は、自立支援協議会で策定されました計画について、みなさんにご審議いただきたい。皆さんの意見を頂いて、自立支援協議会でもう一度最後の確認をするということになっている。積極的な意見を頂きたい。障がい福祉現場で働こうという人が減ってきている。ヘルパー不足とよく聞くことがある。そのところをどこまで計画に反映できているか。計画ができ

たら、次は、この計画を実行しながら、年に1回進捗状況をこれに基づいてチェックしていくことになりますので、そのことも考えながら、御意見を頂きたい。

事務局 今年度第1回目の会議のためご紹介しておりませんでした。民生委員児童委員協議会の柴田委員並びに、愛厚藤川の里の熊谷委員が、新たに加わっていただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。よろしくお願いします。

ここからの議事進行につきましては、木全会長にお願いをいたします。

木全会長 それでは、議事を進めさせていただきます。本日の欠席は、山田委員、田中委員の2名、まだ2名みえていないが、定足数に達しております。

議事に入ります前に、議事録署名者2名の選出について、お諮りします。

専門分科会長一任でご異議ございませんか。

委員 異議なし

議事録署名選出 竹中委員、小野塚委員

事務局 議事の(1)第1号議案「第4次障がい者基本計画(中間見直し)、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画について」説明

木全会長 37ページ(6)権利擁護の推進の項目の5番目に「意思決定支援」を追加しないといけないと思う。昨年3月31日に「意思決定ガイドライン」が厚生労働省から出ている。支援計画や、相談支援、サービス等利用計画を作るときには、意思決定支援の項目を入れること。自立支援協議会でも実施できているか協議する場を設けるようになっている。項目は「意思決定支援の促進」、主な実施主体は、市、協議会、事業者も含めたすべて、厚生労働省の意思決定ガイドラインに基づき意思決定ガイドラインを推進しますという文章でよいと思う。

自立支援協議会で最終責任をもってもらうことになる。ここでは、変わることを前提に、最終確認をしたということになる。意見を出してほしい。

木全会長 61ページの地域生活支援拠点は、面的で行うのか。

事務局 面的で考えている。

木全会長 面的でやるということを書かなくてもよいのか。自立支援協議会では、そういう意見は出なかったのか。プランはできているのか。昨年度中に作らなければいけないのではないか。

事務局 29年度末までに、現計画では1ヶ所ということになっている。

木全会長 この計画には、32年度末までにと書いてあるが、できたのか。
できたら画を載せる必要がある。

事務局 5つの項目があるが、協議会の中でも全部は難しいと言われているので、29年度中に整理する項目は、相談と緊急の部分を整備することとし、その2つについては、すでに整備はできている。残りの3つの部分を32年度末までに整備する。

木全会長 具体的に書かなくてよいのか、途中でも、主として面的整備でやるということを書かないとわからない。終わりがない事業である。自立支援協議会では、意見は出なかったのか。

竹中委員 何もしていないように見える。

事務局 全体のイメージ図と、できている項目を示せばよいのか。

木全会長 書いてあると進捗状況を管理できる。

竹中委員 できているところを色分けしてほしい。

事務局 2色刷りなので、色分けはできないかもしれないが、わかるようにする。

木全会長 65ページ、共生型サービスを数値目標化しなくてよいのか。介護保険計画と連動しながら、すり合わせができなかったのか。

事務局 具体的な数字は上げられなかったのか、老人の計画にも、64ページの訪問系サービスの確保方法の下3行を書いてもらっている。

木全会長 68ページの就労定着支援はやる事業所はあるのか。

事務局 基本的には就労移行支援事業所が、今でもやっていることであるから、今まで無報酬でやっていたことが報酬が出るということになるので、出してくると思う。

木全会長 73ページの地域定着支援は、相談がやるのか。

事務局 人の配置もあり、現状では何とも言えない。

竹中委員 相談支援事業所は、手を挙げるのではないのか。ボランティアで今やっ

ている。

木全会長 内容と報酬単価が決まらないうと、事業所としてもなうとも言えない。

74 ページの精神の地域移行は、県の数字をそのまま入れたのか。

事務局 基本的には、県の数字をそのまま入れています。

木全会長 病院への問合せや聞き取りはしなかったのか。

竹中委員 岡崎市は来ていません。

木全会長 岡崎市としてどうしようかということは、今回は、決めていないのか。

事務局 60 ページの施設入所者数は、年間1人で合計3人。

60 ページは知的で、61 ページが精神です

竹中委員 精神の数字は出ていないのか。

事務局 精神の方だけではないですが、72 ページのサービスの利用になります
が、地域移行支援を使う方の人数としては、1 という数字が出ています。

竹中委員 71 人の利用見込みに対して、1 年に1人という目標はどうなのか。

事務局 過去の実績をみると、岡崎市は相談支援専門員が少なく、地域移行支援
まで取り組める相談員がいない。余力がないのが現状である。サービスを使
わず、地域移行を手伝っている現状はある。数値としては、27 年度か
ら3年間で実績が1人となっていますので、目標値だけあげても、相談員
の確保がという問題があって実績に基づいた数値を目標としている。

竹中委員 印象として、1年以上の入院をしている方の65歳以上も、65歳未
満もうちの病院からでもかなり出ているのに、地域移行支援事業にはめて
いない、相談支援事業所が人が足りないからということも聞いているが、
関わってやってくれているので、乗せたらどうか、計画に乗らない理由は
何か、ほかに何か理由があるのか。他の市町はお願いして乗せている。そ
の差が、近隣の市町村とあまりにも違う。

木全会長 地域移行支援をやっているのは何か所あるのか。

事務局 指定をとっているのは、6か所ある。

竹中委員 1ヶ所1人の目標値でもよい。

木全委員 書類に時間がかかる、お金がない中で、1件やると岡崎市独自で報奨
のようにすると増える。

竹中委員 報酬単価は悪くないと思う。

木全委員 愛知県もできるだけ乗せて、地域移行するように言っている。アドバイザーを通じて、言っている。岡崎市は6か所もあって、なぜ6ではないのか。

竹中委員 何が問題なのか、相談支援事業所にマンパワーがないからなのか、書類に時間がかかるからなのか。市として、これにはあまり触れないでおうという考えなのか。

事務局 利用者もサービス等利用計画の作成もすごく増えている。計画を作る相談員が、それに比べて伸びていない。伸びてはいるが、サービス利用者が2割くらい伸びており、5年で倍になっているが、相談員は倍にはなっていない。サービスを利用する人が多いので、計画の作成が優先される。全国的な傾向だが、計画相談ができる人が少ない。岡崎市は、まだセルフプランでやっている現状がある。愛知県の中でも多い方。セルフプランをなくしていくことがあり、手を抜いているわけではない。相談員がそこまで手が回らないという状況と判断しています。やってはいるので、申請すれば報酬がもらえる。実績が上がらない。

竹中委員 何件かやりましょうと提案しても、手伝いはしますからと言って、断る相談支援事業所が多い。

事務局 自立支援協議会の中の専門部会でやっていただければと思っている。

竹中委員 それぞれの相談支援事業所で1年に1人くらいを目標にして、結果的にだめだったということもあると思うが。

事務局 御意見として自立支援協議会に報告します。

竹中委員 それぞれの相談支援事業所に行って、アプローチしているが、答えが皆同じである。他の市町は、病院に自分の市の患者が何人いて、退院可能な人は何人かを問い合わせてくる。そういう点でも少し違う。病院は幸田町でも、3分の2は岡崎市の人である。

事務局 12ページに精神障がい者の手帳所持者を掲載していますが、27年の計画の数字を点線で示しているが、精神障がい者の手帳所持者数は格段に伸びている。精神障がい者への対応策も重要視しているが、マンパワーが

ついていかない現状がある。療育手帳も増えている。身体障がい者手帳だけが横ばいである。高齢の方が多くて、身体障がい者手帳をとるまでに至っていない。

木全会長 岡崎市は、自立支援協議会の中に精神の部会を設置する方向か。

事務局 本会議でも部会でも意見を聞いていないが、部会として作るか、既存の地域移行支援専門部会の委員の構成を考えて対応するか検討する。

竹中委員 60ページの知的の地域移行について、最近、親の事情等で、重度の知的を期限付きで預かることがある。ショートはいっぱいであると言われる。

木全会長 入所が定員割れしているということはないのか。

熊谷委員 定員割れはないが、設備や人間的に、行動障がいがある方はなかなか預かることができない。

事務局 施設側も、社会福祉法人として受けるべきではあるが、本人のことがわからないと、施設職員に危害が加わることもあり、なかなか受けることができない。状況を判断して、受けるということになります。緊急的な場合は、岡崎市独自で緊急一時支援事業を行っていますので、その中で協力してもらっている。

木全会長 60ページの3人の地域移行をした場合、地域移行、地域定着を使わないということか。受給者証で確認できるのではないか。

事務局 60ページの3人は、サービスを使わない方も含めてです。72ページの地域移行支援は、サービスとして地域移行支援を使った人になりますので、イコールではない。

木全会長 サービスを使わなくてもよいなら、60ページの数字は、もう少し増えてもよいのではないか。

事務局 60ページの入所者が地域移行を利用してグループホームに入るとか、入所者が重度化、高齢化している中で、受け入れられるようなグループホームが現状では岡崎市内にない。

竹中委員 1ヶ所1人を目標にすることが難しくても、その事業があって取り組もうとする感じを受けないのは、他の市町と比較するとさびしい。

事務局 御意見があったということで、検討します。

木全会長 67ページのA型の伸び率について、今の実態として、この目標を達成することができるか。

事務局 中間案では、29年度の実績のまま推移させていたが、特別支援学校の先生からA型を希望する生徒もいるから、見直してほしいという意見を頂き、修正をした。この32年度の利用者数については、今の事業所数の定員枠にはまる。事業所数がここまで伸びるかわからない。事業所も稼働率が低いので苦慮している。利用率が低い、報酬が削減されたということがあるが、現状の事業所については、このまま継続してほしい。御意見があったということで検討する。

竹中委員 A型事業所は、減ることはあっても増えることはあるのか。

事務局 障がい者雇用の関係で、一般企業で雇用率が達成されると、それ以上は、採用しない。A型は、精神障がい者の利用が多く、長時間の一般就労が難しい場合、短時間から伸ばしていく。精神障がい者の雇用の場として、一般就労で雇用率が達成されてくるとA型に流れてくると考えている。

竹中委員 障がい者雇用で一般企業に行く障がい者も増えてくると思うが、いくつかのA型事業所を訪問し、実態を見ているが、増えるとは考えられない。

事務局 行政がどれだけ、関わっていくか、一般企業に協力を依頼するかということになると思う。企業の障がい者雇用の枠組みがしっかり行われるようになると、A型にも参入してくるところが出てくると思う。

木全会長 A I Uのわだちコンピューターは、名古屋市の補助金や名古屋市を含めて市町が障がい者計画など冊子を発注するとか、リサイクルで分別作業を委託するなど、名古屋市がかかわっているからA型として成り立っている。普通のA型ではなかなかやっていけない。大きな企業の特例子会社的な企業内A型でないとやっていけない。障がい者雇用もするが、中間的な働きやすいA型を本気でやってくれるところがないと難しい。

竹中委員 特例子会社くらいしかない。

事務局 岡崎市として、7事業所のままでよいということになると、申請が出てきたときに、7あるからもう不要ということにならないために少し増やし

た数値になっているが、現状いかないかもしれない。

木全会長 その他ありませんか。今出た意見をもう一度自立支援協議会に報告検討していただくということで、ほかに意見がないなら承認ということによるしいですね。

事務局 議事の(2)報告第1号「ヘルプマークについて」説明

加賀委員 東浦町は、町名が入っているが、どこから来たかわかってしまうので入っていないほうがよい。

木全委員 任意ですが、心配しているのは軽度の知的障がいの方や発達障がいの方がこれがあるためにだまされたりするのではないか、被害に巻き込まれるのではないかという懸念が親の会から出されている。本人たちに聞いたことがあるが、軽度の方はほとんど付けません。本人たちに話を聞きながらどうするか決めていくようにしないと、良かれと思うことが、そうでないことに繋がりやすいというところまで考えられているのかという懸念をしている。こどもが、療育センターでつけなさいと言われたけど、つけなくてもわかってほしいという作文を書いている。内部障がいの人でわかってほしいとか、自分で言い出せないというところでは、わからないこともない。

加賀委員 若いときは、つけることによって障がい者であるということがわかってしまうことは恥ずかしいと思うが、年を取ってくると堂々とつけている人もいる。強制ではない。よく話して、納得してやって協力してもらえる、ありがたい。内部障がいの方はどこが障がいかわからない。

事務局 議事の(2)報告第2号「虐待案件等について」説明

木全会長 通報が何件あって、認定が何件かで県に報告しているのか。

事務局 通報が9件で認定が1件です。

木全委員 その他は、殴られていても虐待認定しなかったのか。

事務局 どこまでを認定とすればよいのかわからない。

木全会長 虐待防止法の法文通りで、年金搾取とかは虐待ではないのか。

事務局 年金搾取は、本人から見れば年金搾取でも、家族や周りから見れば小遣い管理というところで、どこまで虐待と言っているのか。

木全会長 これから、意思決定支援と本人の権利擁護がついた時に、当たり前を当たり前としないと、虐待防止法の意味がなくなる。役所としては、通報・認定は大変だと思うが、知多では、電話だけでなくFAXで通報し必ず文書で残すようにした。相談支援事業所が受け付けたら必ず記録に残す。口頭で言っても、役所で必ず記録用紙に残してもらっている。通報は義務である。間違ってもよい。児童虐待防止法も精神も同じなので、児童相談所に通報するように、体制がないのは、国と役所が悪いのだが、同じ形でやらないといけない。県に上げた報告が国に上がっていく。

古田委員 児童相談所なのですが、昔は、虐待かどうかという話はあったが、今は、「たたく」でもほぼ虐待で認定します。

虐待を受けた方がどうとらえたか、やった側がどの程度でやったかではなく、受けた側がどうであったか考える。カウントしなさいという方向に、厚生労働省も変わってきている。それでないと拾えない、拾って、重度化するのを防ぎましょうと、進行を防止する。この程度はよいと見過ごされるとエスカレートするのが虐待なので、早めに虐待ととらえて指導を入れましょう。児童虐待は変わってきている。いずれそういう考え方になっていくと思う。

事務局 通報数がほぼ虐待数ということか。

古田委員 ほぼ同数です。明らかに違うのは、鳴き声通報というのが、行くと風呂に入れていたとかで泣いていたというのは虐待ではない。

事務局 やはり事実確認ですね。本人の意向とか程度ではないということです。

古田委員 児童虐待は、そのようにとらえています。

事務局 考え方を改めなければいけない。通報に対しては、対応はしていたが、虐待として認定していなかったもののがかなりあるので、虐待防止ネットワーク会議にも伝えて、虐待認定するかについて、ネットワーク会議に振ってもよいかなと思います。

木全会長 障がいのある子供の部分は、児童相談所がになっているが、18歳を超えると家族関係を引きづりつつも、大人のほうに行くよということは

多々あるので、連携を密にして、虐待指導をする。分離まではいかなくても、児童相談所がかかわっている発達障がいなどのケースは、大人の相談にもうまくつなげないと、児童相談所の眼が離れた後、ひどい虐待になってしまうケースも多々ある。子育て支援とか障がいのつながりの仕組みを岡崎市で作りつつあるので、そこにも目を向けながらやっていかないと取り返しがつかないことになる。

事務局 議事の(2)報告第3号「障がい者差別相談状況について」説明

木全会長 差別の協議会は、自立支援協議会でやっているのか。

事務局 まだ作ってはいないが、自立支援協議会で支援協議会を作るように国から言われているということで、支援協議会について説明はしています。解決をすることは難しいので、障がい者差別をしないということをPRしていくことが一番の目的であると考えているので、自立支援協議会と同じところで支援協議会もやっていくのがよいのかなと考えている。

木全会長 自立支援協議会と一緒にするとか、他市では、権利擁護部会と一緒にしている。計画の37ページのところに、差別の協議会を入れたほうがよいのではないか。作らなければならないことになっていると思うが、岡崎市はまだということか。

事務局 絶対作らなければならないというわけではないが、中核市はほぼできている。岡崎市も中核市なので作らなければいけないとは考えている。虐待防止ネットワーク会議と一緒にすることも考えたが、そこまでの活動はできないと思うので、自立支援協議会と一緒にしていくとよいのかなと考えている。

木全会長 37ページのところに虐待とは別に、差別のところに入れながら、協議会に設置しながら、差別の解消に取り組んでいきますというように入れておいてほしい。協議会の設置要綱に、差別解消の支援協議会を兼ねることや、権利擁護部会が設置されたらそこで協議していきます、など見通しを持った形で書き込んでほしい。

事務局 設置するとするのか、表現の仕方について検討させていただきます。民間事業所にも対応していかなければいけないということを考えると、検討

が必要です。

木全会長 県に報告をしているか。県の条例だと、県事務所が市町村の次の窓口になっている。県事務所から愛知県に報告が上がることになっている。

事務局 県からは、報告様式等来ているが、この案件は、差別に当たるかどうかという内容なので、県には報告していない。

木全会長 市町村で判断しないで県に上げなければいけない。市町村は認定機関ではない。相談しながら当事者同士で話し合いで解決していく仕組みと、啓蒙も含めて、市の部会では、ケースが上がってきているがどうしたら良いか考えるだけで、解決機関ではない。

事務局 御意見としてうかがっておきます。

木全会長 その他、ご意見はあませんか。では、事務局に戻します。

事務局 ありがとうございました。

次期委員の就任について、次回開催予定について説明

閉会

5 閉会の日時

平成30年2月5日（月） 午後4時45分